

## 山梨県立大学大学院看護学研究科履修規程

(平成22年4月1日制定 看護学研究科第5302号)

(趣旨)

第1条 この規程は、山梨県立大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第21条第1項の規定に基づき、履修方法等について必要な事項を定める。

(履修コース及び専門分野)

第2条 博士前期課程には、履修コースとして「研究コース」及び「専門看護師コース」を置く。専門分野は、博士前期課程の研究コースについては別表1、専門看護師コースについては別表2のとおりとし、博士後期課程については別表3のとおりとする。

(授業科目)

第3条 授業科目及び単位数並びに授業科目の履修方法に関し必要な事項は、博士前期課程の研究コースについては別表1、専門看護師コースについては別表2のとおりとし、博士後期課程については別表3のとおりとする。

(履修登録)

第4条 学生は、指定の期日までに履修しようとする科目の登録（以下「履修登録」という）を行わなければならない。

2 履修登録には指導教授の承諾を必要とする。

3 履修登録をした科目の訂正又は取り消しは、定められた手続きによる以外は認めない。

(試験)

第5条 試験等は、原則として、授業期間内に行う。

2 前項の規定にかかわらず、授業科目によっては随時、試験を行うことができる。

(履修コース及び専門分野の変更)

第6条 履修コース及び専門分野の変更を志願する学生は、所定の期日までに履修コース及び専門分野変更願（様式第1号）を学長に提出しなければならない。

2 前項の願に係る審議については、研究科委員会の議により行う。

3 学長は、前項の審議を経て変更の許可または不許可を決定することができる。

4 履修コース及び専門分野変更の時期は、学年の始めとする。

5 履修コース及び専門分野変更を許可された者の既修得単位の取扱いについては、研究科委員会の議を経て、学長が決定する。

(単位の認定)

第7条 単位の認定は、試験及びレポート等により行うことができる。

(成績評価)

第8条 成績の評価は、試験成績、平常の成績、出席状況等を総合して判断する。

2 成績の表示は次のとおりとし、S、A、B及びCを合格とし、所定の単位を与える。

ただし、合否のみの評価によって単位認定を行う科目については、合格をRで表す。

評語	基準及び適用	得点区分	合否
S	到達目標を十分に達成できている非常に優れた成績	90～100点	合格
A	到達目標を十分に達成できている優れた成績	80～89点	
B	到達目標を達成できている成績	70～79点	
C	十分ではないが到達目標を達成できている成績	60～69点	
D	到達目標を達成できていない成績	60点未満	不合格
R	合否のみの評価により単位認定する場合		合格

3 不合格となった科目は、再履修することができる。

(成績評価に対する異議申し立て)

第9条 学生は、自己の各科目の成績評価について異議を申し立て、審査を受けることができる。

2 異議の申し立てに関する手続きについては別に定める。

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、研究科委員会が定める。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年6月23日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年2月23日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の日前から引き続いて在学する者に係る、授業科目、単位数、履修方法及び修了要件は、この規定に関わらず、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の日前から引き続いて在学する者に係る、授業科目、単位数、履修方法及び修了要件は、この規定に関わらず、なお従前の例による。

附 則

この規程は、令和3年8月26日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の日前から引き続いて在学する者に係る、授業科目、単位数、履修方法及び修了要件は、この規定に関わらず、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和5年3月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和7年4月1日から施行する。

